

平成23年(ワ)第6553号 損害賠償等請求事件

原告 槌田 敦

被告 社団法人日本気象学会 外1名

答 弁 書

平成23年4月6日

東京地方裁判所民事第5部合議B係 御中

〒100-0005

東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

丸の内三井ビルディング 201号室

長谷川俊明法律事務所(送達場所)

被告ら訴訟代理人弁護士 長 谷 川 俊 明



同 江 川 淳



同 岸 本 学



電 話 03-5288-1151

FAX 03-5288-9281

第1 本案前の申し立て

1 原告の訴えはいずれも却下する

2 訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

(理 由)

以下の理由から、本件訴訟が不適法なのは明白であるから、速やかに却下されるべきである。

- 1 被告社団法人日本気象学会（以下「学会」と言う。）は、「気象学の研究を盛んにし、その進歩をはかり、国内及び国外の関係学会と協力して、学術文化の発達に寄与すること」を目的とする社団法人である（甲4号証 社団法人日本気象学会定款第4条）。

独立した社団法人として、学会の運営には内部的自律権が認められなければならないが、一般市民法秩序と直接関係を有さない内部的な問題については、裁判所の審判権は及ばない（最判昭和63年12月20日判時1307号113頁参照）。

「天気」は学会の専門的な機関誌であるから（甲5号証 社団法人日本気象学会細則16条）、そこへの論文掲載の判断は学会の内部的自律権の行使に属するものである。また機関誌への掲載如何が一般市民法秩序と直接関係を有するものでないことは明らかである。

よって、学会には「天気」への論文掲載の判断について専門的な裁量権が認められ、その判断は司法審査の対象となりえないから、原告による本件訴訟は不適法であり却下を免れない。

- 2 本件訴訟以前、原告は「第一論文」の「天気」への掲載拒否について、学会に対し損害賠償請求訴訟を提起し、敗訴が確定した（東京地裁平成21年（ワ）第17473号、東京高裁平成22年（ネ）第2665号、最高裁第二小法廷平成22年（オ）第1840号、同平成22年（受）第2223号。訴状6頁3行～8頁3行。以下「前訴」と言う。）。前訴で問題となった「第一論文」と本件訴訟で問題となっている「第二論文」とは、元来同一のテーマについて記

述された一個の論文を構成する各部分に過ぎないものであることからすれば（訴状6頁最後の段落）、実質的に同一の論文について、前訴と同様、学会による掲載拒否の違法性を主張する本件訴訟は、いわば前訴の蒸し返しである。

よって、原告による学会に対する本件訴訟提起は、信義則に反し許されない。

- 3 被告藤部文昭（以下「藤部」と言う。）は学会の一構成員に過ぎず、藤部の行為と学会の行為とを同一視することはできない。それにもかかわらず、原告は藤部を被告とするが、あえて藤部個人を被告とする根拠となる請求原因事実を明確に主張していない。

よって、藤部に対する本件訴訟提起は却下を免れない。

第2 本案の答弁

1 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

2 請求の原因に対する認否

原告が主張する請求の原因は、錯綜しており、請求の趣旨記載の請求権を発生させるのに十分な主張がなされていると見ることはできない。

よって、請求の原因として記載された個々の事実に対する認否は現段階では留保する。

第3 原告の求釈明に対する意見

「第5、求釈明」は、被告らの訴訟上の行為に関するものではな

く、原告が被告らに対し訴訟外で行った質問を繰り返すか、原告が自らの主張を述べ被告らに反論を求めているものに過ぎない。

よって、被告らがこのような求釈明に応じる必要があるとは考えられない。

第4 被告らの主張

学会は「他の理系学会と共通の性格を持つ普通の学会」（訴状3頁2行目）であり、政府機関でも準公的機関でもないから、憲法23条違反が問題になることはない。

また、学会による「第二論文」に対する掲載拒否は、「天気」編集委員会による適切な査読手続きに基づいて行われたのであり、被告らは原告に対し、何ら不法行為責任を負わない。

なお、被告らによる詳細な主張は、追って、原告の主張が整備された段階で行う。

以上